

埼玉県産業労働部産業人材育成課

会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されているものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

- (1)技能検定合格証書の作成に関する事
- (2)技能検定合格証書の交付に関する事
- (3)その他技能振興担当が所管する技能検定事務に関する事

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、任用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には任用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)パソコン(エクセル、ワードなど)の基本操作ができること
- (2)窓口や電話での応対が適切にできること
- (3)チームワークを大切にし、協調性・コミュニケーション能力を有すること

4 任用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間

((始業及び終業時間は午前8時30分～午後5時15分の間で調整の上決定します)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては調整の上決定します。

勤務日及び勤務時間(例)

(週5日勤務の例)

・ 月～木 午前9時～午後4時(6時間×4日)

金 午前9時～午後3時(5時間×1日)

(週4日勤務の例)

・ 月～木 午前9時～午後5時15分(7時間15分×4日)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額: 165,700円～196,500円

※学歴、経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県産業労働部産業人材育成課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、任用されない場合があります。

6 応募について

- (1) 令和8年1月30日(金曜日)【必着】までに令和8年1月23日(金曜日)【消印有効】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)提出は、簡易書留等による郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁内の会場で令和8年2月上旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、2月初旬に連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年2月中旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問合せ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

担当:埼玉県産業労働部産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当

電話:048-830-4595